



三重県公報

令和5年6月27日 (火)

第 425 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
5	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	3
告 示			
400	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	21
401	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	21
402	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	22
403	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	22
404	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	22
405	生活保護法の規定による指定施術者からの当該事業の廃止の届出	(同)	22
406	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	22
407	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	23
408	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	23
409	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	23
410	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの当該事業の廃止の届出	(同)	24
411	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	24
412	保安林の指定を解除する旨	(治 山 林 道 課)	26
413	保安林の指定をする予定である旨の通知	(同)	26
414	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	26
公 告			
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜 産 課)	27
	基本測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	27
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	27
	同件	(同)	27
	同件	(同)	28
	同件	(同)	28
	同件	(同)	28
	同件	(同)	28
	同件	(同)	28
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	29
	開発行為に関する工事の完了	(同)	29

特定調達公告

一般競争入札を行う旨

(警察本部) 29

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年六月二十七日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

三重県公安委員会規則第五号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章の二（略）</p> <p>第一章の三 遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等（第十条の三―第十条の八）</p> <p>第二章～第五章（略）</p> <p>第五章の二 特定自動運行の許可等（第二十三条の三―第二十三条の七）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十条の二（略）</p> <p>第一章の三 遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等 （遠隔操作型小型車使用届出番号の通知）</p> <p>第十条の三 法第十五条の三第三項の規定による通知は、遠隔操作型小型車使用届出番号通知書（第七号様式の二）により行うものとする。 （立入検査の依頼）</p> <p>第十条の四 法第十五条の五第一項の規定による立入検査を行う場合で、立入場所が管轄区域外に所在し、かつ、立入検査の実施が事務の実施に支障があり又は支障があるおそれがあるときは、当該立入場所の所在地を管轄する公安委員会に対して、立入検査実施依頼書（第七号様式の三）に法第十五条の三第一項の規定により提出された届出書及び同条第二項の規定により提出された添付書類の写しを添付して当該立入場所を管轄する公安委員会に送付し、立入検査の実施を依頼するものとする。 （立入検査結果の通知）</p> <p>第十条の五 法第十五条の五第一項の規定による立入検査を他の都道府県公安委員会から依頼された場合は、立入検査実施結果通知書（第七号様式の四）により、立入検査結果を通知するものとする。 （報告等の求め及び立入検査結果の通知）</p> <p>第十条の六 法第十五条の五第一項の規定による報告等の求め又は立入検査を行った場合において</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章の二（略）</p> <p>第二章～第五章（略）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十条の二（略）</p>

て、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、報告等の求めについては報告等の求め実施結果通知書（第七号様式の五）、立入検査については立入検査実施結果通知書（第七号様式の四）に法第十五条の三第一項の規定により提出された届出書及び同条第二項の規定により提出された添付書類の写しを添付して当該他の都道府県の区域を管轄する公安委員会に送付し、通知するものとする。

（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）

第十条の七 法第十五条の六の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（第七号様式の六）により行うものとする。

（指示後の通知）

第十条の八 前条の指示を行った場合において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、指示実施通知書（第七号様式の七）に法第十五条の三第一項の規定により提出された届出書及び同条第二項の規定により提出された添付書類の写しを添付して当該他の都道府県の区域を管轄する公安委員会に送付し、通知するものとする。

第二章（略）

（自動車以外の車両の牽引制限）

第十五条（略）

2 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなつた自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を牽引することができる。

一〜四（略）

第二十三条の二（略）

第五章の二 特定自動運行の許可等

（特定自動運行の許可に関する意見聴取）

第二十三条の三 法第七十五条の十三第二項の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（第十八号様式の二）により行うものとする。

2 府令第九条の二十二の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取（乙）（第十八号様式の三）により行うものとする。

（不許可の通知）

第二十三条の四 法第七十五条の十四の規定による特定自動運行を不許可とする場合の通知は、不許可通知書（第十八号様式の四）により行う

第二章（略）

（自動車以外の車両の牽引制限）

第十五条（略）

2 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなつた自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を牽引することができる。

一〜四（略）

第二十三条の二（略）

ものとする。
(許可証の返納)

第二十三条の五 府令第九条の三十八の規定による許可証の返納は、許可証返納届出書(第十八号様式の五)により行うものとする。
(報告等の要求)

第二十三条の六 法第七十五条の二十五第一項の規定により、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書(第十八号様式の六)を当該実施者に交付して行うものとする。
(特定自動運行実施者に対する指示)

第二十三条の七 法第七十五条の二十六第一項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書(第十八号様式の七)により行うものとする。

2 法第七十五条の二十六第二項の規定による意見の聴取は、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書(第十八号様式の八)により行うものとする。
第六章 (略)
(道路の使用許可)

第二十五条 法第七十七条第一項第四号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの(第四号及び第六号から第十号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定によりすることができる選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。
一〜十 (略)

十一 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットのの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

別表第一(第二条関係)

区分	提出する書類	経由先
一	第八条に規定する信号機設置、管理申請書	当該信号機の設置場所を管轄する警察署長
二	府令第五条の四に規定する遠隔操作型小型車使用届出書	三重県警察本部交通部交通規制課長
三	(略)	(略)

第六章 (略)
(道路の使用許可)

第二十五条 法第七十七条第一項第四号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの(第四号及び第六号から第十号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定によりすることができる選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。
一〜十 (略)

十一 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットのの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

別表第一(第二条関係)

区分	提出する書類	経由先
一	第八条に規定する信号機設置、管理申請書	当該信号機の設置場所を管轄する警察署長
二	(略)	(略)

十二	六	(略)	(略)
四	五	府令第九条の十九に規定する特定自動運行許可証再交付申請書 府令第九条の二十に規定する特定自動運行許可申請書 府令第九条の二十三に規定する特定自動運行計画変更許可申請書 府令第九条の二十五に規定する特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書 第二十三条の五に規定する許可証返納届出書	三重県警察本部交通部交通企画課長
十一	四	(略)	(略)
三			

第七号様式の次に次の六様式を加える。

第 7 号様式の 2（第 10 条の 3 関係）

遠隔操作型小型車使用届出番号通知書

届出者	から	年	月	日に届出のあった
遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出については、				
届出番号【三重県公安委員会】	—	—	—	
により、届出され、受理したことを通知する。				
三重県公安委員会 印				

- 注 1 届出番号は、【三重県公安委員会—届出年—届出月—連番号】の順です。
- 2 通知書を受け取った届出者は、遠隔操作型小型車の見えやすい位置に道路交通法施行規則第 5 条の 3 に規定する標識とともに、届出番号等を表示してください。
- 3 本届出に係る遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行を終了する場合は、三重県警察本部交通部交通規制課に対して届出番号とともに報告してください。
- 4 本届出に係る内容を変更するときは、変更後新たに運行開始する 1 週間前までに届け出てください。

(規格 A 4)

第7号様式の3 (第10条の4関係)

<p>立 入 検 査 実 施 依 頼 書</p> <p>公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三重県公安委員会 印</p> <p>当公安委員会の管轄区域内における遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して必要があることから、道路交通法第15条の5第1項の規定に基づき、貴公安委員会の管轄区域内に所在する下記の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に対して、警察職員による立入検査を実施願いたい。</p>	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 事 務 所 の 所 在 地	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 理 由	
立 入 検 査 で 明 ら か に す べ き 事 項 等	
備 考	

- 備考 1 遠隔操作型小型車通行届出書及び当該届出に係る添付書類の写しを添付すること。
 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格 A 4)

第 7 号様式の 4 (第 10 条の 5 及び第 10 条の 6 関係)

<p>立 入 検 査 実 施 結 果 通 知 書</p> <p>公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三重県公安委員会 印</p> <p>当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立入検査を実施した結果について、下記のとおり通知する。</p>	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 し た 事 務 所 の 所 在 地	
立 入 検 査 を 実 施 し た 理 由	
立 入 検 査 の 実 施 結 果	
備 考	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格 A 4)

第 7 号様式の 5 (第 10 条の 6 関係)

<p>報告等の求め実施結果通知書</p> <p>公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三重県公安委員会 印</p> <p>当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者に対して報告等の求めを実施した結果について、下記のとおり通知する。</p>	
使用者の氏名又は名称	
住所	
報告等の求めを実施した理由	
報告等の求めの実施結果	
備考	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格 A 4)

第 7 号様式の 6 (第 10 条の 7 関係)

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 年 月 日 三重県公安委員会 印 </div>	
道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
 なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。
 なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

(規格 A 4)

第 7 号様式の 7 (第 10 条の 8 関係)

<p>指 示 実 施 通 知 書</p> <p>公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三重県公安委員会 印</p> <p>当公安委員会は、 年 月 日に遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して使用者に対する指示を実施したことから、下記のとおり通知する。</p>	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
備 考	

備考 1 遠隔操作型小型車通行届出書及び当該届出に係る添付書類の写しを添付すること。
 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格 A 4)

第十八号様式の次に次の七様式を加える。

第18号様式の2（第23条の3関係）

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

様

年 月 日

三重県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

（規格 A 4）

第18号様式の3（第23条の3関係）

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

様

年 月 日

三重県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
(規格 A 4)

第18号様式の4（第23条の4関係）

不許可通知書

住所

氏名又は名称 様

年 月 日付けで申請のあった特定自動運行の許可申請については、道路交通法第75条の14の規定により不許可としたので通知します。

理由

年 月 日

三重県公安委員会 印

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

(規格A4)

第18号様式の5（第23条の5関係）

年 月 日	
三重県公安委員会 様	
届出者の氏名又は名称及び住所	
許 可 証 返 納 届 出 書	
第 1 項 道路交通法施行規則第9条の38 の規定により届出をします。 第 3 項	
氏名又は名称	
住 所	
許 可 証 番 号	
返 納 事 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日
返 納 の 事 由	

(規格 A 4)

第18号様式の6（第23条の6関係）

報告・資料提出要求書 様 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 三重県公安委員会 印 </div>	
道路交通法第75条の25第1項の規定により、報告・資料提出を求めます。	
報告・資料提出期限	年 月 日
報告・資料提出を 求める理由	
報告を求める事項 提出を求める資料	
備 考	

（規格 A 4）

第18号様式の7（第23条の7関係）

<p>特定自動運行に関する指示書</p> <p style="margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">三重県公安委員会 印</p>	
<p>道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。</p>	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

教示

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

（規格A4）

第18号様式の8（第23条の7関係）

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

様

年 月 日

三重県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（ の写し）のとおり、 を行うことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格 A 4)

附 則

りの規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定は、令和五年七月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 400 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470202686	有限会社リブ 介護サービスセンター南部四日市	三重県四日市市小林町 3018 番地 108	有限会社リブ	令和 5 年 3 月 31 日	訪問介護
2470204161	有限会社リブデイサービスセンター南部四日市	三重県四日市市小林町 3018-108	有限会社リブ	令和 5 年 3 月 31 日	通所介護
2472901772	リハビリ強化型デイサービス スタジオささゆり	三重県志摩市磯部町恵利原 126 番地 16	株式会社フロンティアの介護	令和 5 年 4 月 30 日	通所介護
2470801974	訪問介護ステーション宇治山田	三重県伊勢市岩渕 1 丁目 13-41	有限会社 ユースクエア	令和 5 年 4 月 30 日	訪問介護
2470205689	北勢つどい場デイサービス	三重県四日市市馳出町 3 丁目 35-1	特定非営利活動法人北勢介護支援センター	令和 5 年 4 月 30 日	通所介護
2470503109	訪問介護事業所サザンコート	三重県津市鳥居町 167 番地の 8 サザンコート南館 1F	有限会社サザンコート	令和 5 年 5 月 31 日	訪問介護
2470802808	訪問介護メディカルガーデン伊勢	三重県伊勢市御菌町新開 893 番地 2	株式会社錦エンジニア	令和 5 年 5 月 31 日	訪問介護
2460890177	訪問看護メディカルガーデン伊勢	三重県伊勢市御菌町新開 893 番地 2	株式会社錦エンジニア	令和 5 年 5 月 31 日	訪問看護
2470100443	デイサービス いきいき	三重県桑名市新西方三丁目 205 番地	医療法人創健会	令和 5 年 5 月 31 日	通所介護

三重県告示第 401 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
うの森クリニック	四日市市浜田町 7-17-2	令和 5 年 5 月 1 日
つじい整形外科・手の外科クリニック	津市一身田町 485-1	令和 5 年 6 月 1 日
スマイルクリニック	多気郡明和町金剛坂 728 番 1	令和 5 年 6 月 1 日
勝田歯科	多気郡明和町大淀 2446-1	令和 5 年 4 月 17 日
有限会社イトーファーマシーうのもり薬局	四日市市浜田町 7-17-1	令和 5 年 5 月 1 日
スギ薬局 久居元町店	津市久居元町 2384 番地 6	令和 5 年 6 月 1 日
株式会社長谷部薬局	津市東丸之内 18-16	令和 5 年 6 月 1 日
はっとり薬局	伊賀市服部町 1172-10	令和 5 年 5 月 13 日
訪問看護ステーションふれあいプラザひまわり	伊賀市上野東町 2955 番地 古喜商事ビル 1 階	令和 5 年 5 月 1 日
訪問看護リハビリステーション さんふらわあず	多気郡明和町大字明星字大塚 519-2	令和 5 年 4 月 1 日

三重県告示第 402 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里 259-1	名称：ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック	令和 5 年 5 月 15 日

三重県告示第 403 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
うの森クリニック	四日市市鶴の森 1 丁目 3 番 2 号第 2 ヤマジビル 2F	令和 5 年 4 月 30 日
医療法人鷺見内科	伊勢市宮後 1-8-4	令和 5 年 4 月 30 日
谷口歯科	四日市市中川原 1-6-26	令和 5 年 4 月 22 日
玉置歯科医院	津市芸濃町椋本 717 の 1	令和 5 年 5 月 2 日
岡村歯科医院	伊勢市浦口 2 丁目 6-20	令和 5 年 3 月 31 日
有限会社イトーファーマシーのもり薬局	四日市市鶴の森一丁目 3-2	令和 5 年 4 月 30 日
調剤薬局アカツカ	津市羽所町 345	令和 5 年 3 月 31 日
うえの町薬局	尾鷲市上野町 753-267	令和 5 年 4 月 29 日

三重県告示第 404 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
東 美菜	関宿さくら接骨院	亀山市関町小野 192-17	施術者名：國森 美菜	令和 5 年 5 月 6 日

三重県告示第 405 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
樋口 卓治	樋口指圧治療院	三重県四日市市下海老町 2169-8	令和 5 年 5 月 7 日

三重県告示第 406 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
-----------	-----	-------

うの森クリニック	四日市市浜田町 7-17-2	令和5年5月1日
つじい整形外科・手の外科クリニック	津市一身田町 485-1	令和5年6月1日
スマイルクリニック	多気郡明和町金剛坂 728 番 1	令和5年6月1日
勝田歯科	多気郡明和町大淀 2446-1	令和5年4月17日
有限会社イトーファーマシーウのもり薬局	四日市市浜田町 7-17-1	令和5年5月1日
スギ薬局 久居元町店	津市久居元町 2384 番地 6	令和5年6月1日
株式会社長谷部薬局	津市東丸之内 18-16	令和5年6月1日
はっとり薬局	伊賀市服部町 1172-10	令和5年5月13日
訪問看護ステーションふれあいプラザひまわり	伊賀市上野東町 2955 番地 古喜商事ビル 1 階	令和5年5月1日
訪問看護リハビリステーション さんふらわあず	多気郡明和町大字明星字大塚 519-2	令和5年4月1日

三重県告示第 407 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和5年6月27日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里 259-1	名称：ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック	令和5年5月15日

三重県告示第 408 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年6月27日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
うの森クリニック	四日市市鶴の森 1 丁目 3 番 2 号第 2 ヤマジビル 2F	令和5年4月30日
医療法人鷺見内科	伊勢市宮後 1-8-4	令和5年4月30日
谷口歯科	四日市市中川原 1-6-26	令和5年4月22日
玉置歯科医院	津市芸濃町椋本 717 の 1	令和5年5月2日
岡村歯科医院	伊勢市浦口 2 丁目 6-20	令和5年3月31日
有限会社イトーファーマシーウのもり薬局	四日市市鶴の森 1 丁目 3-2	令和5年4月30日
調剤薬局アカツカ	津市羽所町 345	令和5年3月31日
うえの町薬局	尾鷲市上野町 753-267	令和5年4月29日

三重県告示第 409 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和5年6月27日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
東 美菜	関宿さくら接骨院	亀山市関町小野 192-17	施術者名：國森 美菜	令和5年5月6日

三重県告示第 410 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
樋口 卓治	樋口指圧治療院	三重県四日市市下海老町 2169-8	令和 5 年 5 月 7 日

三重県告示第 411 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 18 日 第 17 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 生川 秀治	三重県四日市市鶴の森一丁目 5 番 19 号

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
中嶋 爾	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2416351
松岡 高男	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2416352
後藤 宏介	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2416353
伊藤 直喜	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2417356
五味 健司	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2417357
上杉 記由	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2417358
山本 直樹	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2417359
堀 雄紀	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2420360
三厨 克俊	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2421361
矢野 勝也	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242010468
伊藤 章人	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242011469
板井 恭子	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2423364
松田 雅史	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2424365
稲垣 良光	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2424366
浅野 格也	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2413367
若島 裕久	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242001470
伊藤 隆史	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2413369

阿部 剛志	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242002471
水谷 吉孝	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2415372
水谷 幹	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2415373
稲垣 一	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2416374
渡邊 隆弘	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242005472
後藤 将司	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2419376
栗本 政希	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2420378
野間 修司	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2422379
瀬古 稔	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2422380
丹羽 幸則	もみ、玄米(三重県・岐阜県)、小麦、大麦、大豆	K2413381
水谷 直登	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2415383
加藤 欽勇	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2415384
伊藤 浩樹	もみ、玄米(三重県・愛知県)、小麦、大麦、大豆	K2416385
早川 孝行	もみ、玄米(三重県・愛知県)、小麦(三重県・愛知県)、大麦、大豆	K2416386
三輪 勝人	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2416387
伊藤 友貴	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2421388
佐藤 卓也	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2421389
小澤 弘幸	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2422390
加藤 勇	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2424391
美濃部 孝司	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2414394
太田 健一	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242002474
小寺 文夫	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2415396
位田 英治	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2417397
加藤 直人	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2417398
松尾 篤士	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242006475
林 大日	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2419401
岩田 将	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2420402
前田 雄也	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242010476
伊藤 崇裕	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242008477
伊藤 孝宏	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2425406
岡 真也	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2425407
秦 稔	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2425408
南川 直輝	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2425409
金津 清昭	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2426410
石川 拓矢	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242014478
中嶋 淳	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2416412
相澤 康宏	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2427012
梅山 真吾	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2427013
渡辺 孝裕	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2429063
伊藤 裕一	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2429064
久保田 啓佑	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242017479
加藤 賢治	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2429337
児玉 正貴	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2429338
伊藤 厚彦	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2430460
荒川 正和	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2430461

伊藤 大洲	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242019525
出口 貴紀	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242022602
井口 晶平	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242022603
石田 怜	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242022604
杉山 輝	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242022617
森 悠真	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242022618
桐生 佳幸	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242022619

7 登録の更新日

令和5年6月16日

三重県告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示します。

令和5年6月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 解除に係る保安林の所在場所
熊野市有馬町字上ミ地136番2、136番4
- 2 保安林として指定された目的
風害
- 3 解除の理由
駐車場用地とするため

三重県告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和5年6月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 保安林予定森林の所在場所
多気郡大台町本田木屋字浅間下112、113、小切畑字滝ノ越658の1（次の図に示す部分に限る。）、663の4
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第414号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

令和5年6月27日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮の上地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
尾鷲市宮ノ上町
- 3 区域の土地の表示
尾鷲市宮ノ上町 1376 番 8 の一部、1376 番 11 の一部、1376 番 16 の一部及び 1376 番 25 の一部の土地

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
岡田 泰名	972	令和 5 年 6 月 5 日	牛

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 7 月 10 日から令和 6 年 1 月 31 日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 2 月 22 日まで
- 3 作業地域
松阪市飯南町横野

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 3 月 15 日まで

3 作業地域

鈴鹿市野辺町、同市竹野町、同市甲斐町、同市岡田町、同市弓削町、同市平田町、同市平田本町及び同市庄野町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 5 年 7 月 3 日から同年 12 月 6 日まで

3 作業地域

鈴鹿市庄野町、同市加佐登町及び同市津賀町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 5 年 7 月 3 日から同年 12 月 14 日まで

3 作業地域

鈴鹿市津賀町、同市庄野町、同市汲川原町、同市中富田町、同市広瀬町及び同市西富田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 3 月 5 日まで

3 作業地域

亀山市田村町及び同市川崎町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 3 月 5 日まで

3 作業地域

亀山市川崎町、同市太森町及び同市辺法寺町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和5年6月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年6月20日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
いなべ市北勢町垣内

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和5年6月27日

三重県知事 一見勝之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和5年 6月14日	有限会社出馬重機 代表取締役 出馬 泰道	三重県志摩市阿児町甲賀 4541-1	志摩市阿児町鶴方字 金谷 2944-4	A	6.0	24.1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年6月27日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 6月15日	亀山市川合町字山田 1188-3 ほか6筆及び字北中ノ山 1197-52 ほか3筆	津市上弁財町 4-1 三重トヨベット株式会社 代表取締役社長 井上 喜晴

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年6月27日

三重県警察本部長 難波正樹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
可搬式速度違反自動取締装置 4式
 - (2) 契約の特質等
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限等
令和5年12月28日（木）
 - (4) 履行場所（納入場所）
三重県警察本部交通部交通指導課
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和5年7月18日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。(2)及び(3)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX可）してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村

電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和5年8月7日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和5年7月25日（火）17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和5年7月25日（火）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年8月7日（月）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年8月7日(月)14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 可搬式速度違反自動取締装置の購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年8月7日(月)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Purchase of Portable Traffic Enforcement Camera

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, August 7, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Monday, August 7, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Monday, August 7, 2023.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code. 514-8514

Tel:059-222-0110 (EXT. 2261)

Fax:059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
